



江戸時代の西賃商の店頭（岩波書店『両替年代記』による）

保する目的で主に政府が国司などの地方官を通じて農民に種もみを貸し出していた（公出舉）。養老令（七五七年）によれば、利息の上限は公出舉で五割、寺院などによる私的な出舉（私出舉）で十割だったようだ。

平安時代後半以降は貨幣の流通の拡大に伴い、お金の貸し借りが盛んになる。室町時代には幕府の方針もあり、金融業が栄えた。寺院のほか、貴屋にあたる「土販」などがお金貸し、幕府は収益の一部を税として徴収

していいる。貸出金利を引き上げ、多重債務者問題を減らすのが狙いだ。こうした利息を巡る規制は昔からあった。日本で最初の利息は米の貸し借りに伴うものだったと考えられている。貸し手が穀物を貸し出しつつ、借り手が田において穀物を育て、収穫をまって穀物を返す。

『日本書紀』の記述から、7世紀の半ばにはこうした慣行が定着していたとみられ、8世紀には出舉（すいこ）と呼ばれていた。当時は米で税を納めていたため、税収を確実に回収するため、幕府は借入を擇り選んでいたといふ。江戸時代には両替商などによく近代的な金融業が発達した。

〇一八四%程度だったとされる利息分を加えて返済したもので、「日本で織作が始まったから存在した可能性がある」（北村行伸一橋大学教授）。

しかし、返済できなくなつた庶民の一揆が各地で相次ぎ、幕府は借入を擇り選んでいたといふ。江戸時代には両替商などによく近代的な金融業が発達した。当時の利息は年利で六

〇一八四%程度だったとされ

た。一方、庶民向けには無担保の高利貸しがあった。例えば、露天商などが朝百物借りで夕方に百文返す「日銭貸し」という借り方の場合、利息は年利で三六〇%になつた。

明治維新後は一時、規制

がなくなり、貸し手と借り手

のトラブルが頻発する。一八

七七年に旧利息制限法が制定

され、年利一

## 上限金利種もみが始まり

### けいざい 楽校

る。旗本や御家人相手に貸し出しが行なったのが礼差（ふださし）だ。利息は当初二割程度だったが、幕府がそれより低い水準を上限とし、改革によってきめに引き下げた。その結果、「札差の多くが商売にならない」と店舗を閉めてしまつた」（消費生活アドバイザ

は裁判上無効となることが定められた。しかし、刑事罰がないため、守らない業者が多く、戦後の混乱期にはヤミ金融などによる被害が増えた。

そこで一九四四年に現行利息制限法と同時に出資法が制定され、年一〇九・五%を超える融資に対する罰則規定が設けられた。この上限金利は年二九・二%だが、利害関係的引き下げられ、現在限法との差はまだ残る。

歴史的には、借り手保護に傾いた後貸し借りが起き、金融が滞る時期もみられた。格差の多くの商売にならないと店舗を閉めてしまつた」（消費生活アドバイザ